一六六〇　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　三〇　七
一六六一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件　三〇　189　一五
一六六二―一六六九　保安林の指定をする件　三〇　189　一五
一六七〇　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　三一　六
一六七一―一六七二　保安林の指定施業要件を変更する件　三一　七
一六七三　農作物共済損害認定準則等の一部を改正する件　三一　191　六〇
一六七六　高圧ガス保安法第三十九条の十二第一項の規定に基づき認定完成検査実施者の認定を取り消した件　四　六
一六七七　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件　一七　八
一六七八　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　一九　五
一六七九　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　二三　七

○経済産業省

一八〇　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二四　七
一八一　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　二四　七
一八二　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件　二四　七
一八三　鉄鋼産業の活力の再生及び事業の革新に向けた基本指針（事業分野別指針）　二六　七
一八四　個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件　二六　八
一八五　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する件　二六　187　一〇
一一〇八―一一一一　特定特殊自動車の型式の届出があった件　二二　三
一一一二　届出事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件　二二　四
一一一三―一一一四　少数生産車の型式を承認した件　二二　四
一一四二　少数生産車の型式についての承認を取り消した件　二二　八

○経済産業省、国土交通省、環境省

八　特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の規定による指定法人の住所等の変更の届出があった件　二二　八

○特　許　庁

一六　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件　一八　六

○国土交通省

八一六　監理技術者講習の登録をした件　一　六
八一七　砂防法第二条の土地を指定する件　一　六
八一八　船舶料理士に関する省令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準　一　167　九
八一九　都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する基本方針の一部を改正する件　一　167　九
八二〇　国土交通大臣が指定する都市計画区域を定める件を廃止する件　一　167　九
八二一　共同溝を整備すべき道路を指定した件　三　一〇
八二二　船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件　四　六
八二三　実務修習機関の登録事項の変更　五　一四
八二四　都市公園法の規定に基づく都市公園を設置すべき区域を定める件　五　一四
八二五―八二七　高速自動車国道に関する件　五　171　一六
八二八　海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示の一部を改正する件　八　六
八二九　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　九　七
八三〇　都市計画に関する登録講習機関を登録した件　九　七
八三一　高速自動車国道に関する件　一〇　四
八三二―八三四　船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件　一一　六
八三五　砂防法第二条の土地を指定する件　一二　五
八三六　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示の一部を改正する件　一六　七
八三七　登録経理試験実施機関の登録事項の変更があった件　一六　七
八三八　船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示　一七　八
八三九　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件　一七　八
八四〇　工事が完了した件　一九　五
八四一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一九　五
八四二―八四三　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一九　六
八四四　高速自動車国道に関する件　二三　八
八四五―八四六　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　二三　八
八四七　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件　二四　七
八四八